ベストラボ．訪問看護ステーション　運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社 Best. Lab. が開設するベストラボ．訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　ステーションの従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全人的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

２　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　ベストラボ．訪問看護ステーション

（２）所在地　　奈良県天理市西長柄町１６番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤、看護職員と兼務）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護等の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（２）看護師等　保健師、看護師又は准看護師　常勤換算２．５名以上

専学歴士、作業療法士又は言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置する。

看護師その他の従業者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等の提供に当たる。

（３）事務職員　１名

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第５条　事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする（祝日を含む）。

ただし、１２月３０日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（３）サービス提供日　年中無休とする。

（４）サービス提供時間　２４時間とする。

（５）電話等により、２４時間連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の内容及び利用料等）

第６条　指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

（１）病状・障害の観察

（２）清拭・洗髪等による清潔の保持

（３）食事及び排泄等日常生活の援助

（４）褥創の予防・処置

（５）リハビリテーション

（６）ターミナルケア

（７）認知症患者の看護

（８）療養生活や介護方法の指導

（９）カテーテル等の管理

（１０）その他医師の指示による医療処置

２　指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とする。

３　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

（１）通常の事業の実施地域を越えた地点から片道１５キロメートル未満　無料

（２）通常の事業の実施地域を越えた地点から片道１５キロメートル以上　１００円

４　死後の処置料は、２０，０００円とする。

５　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、利用者の同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、天理市、桜井市、大和郡山市、田原本町、川西町、三宅町及び奈良市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第８条　従業者は、指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（虐待防止に関する事項）

第９条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（その他運営についての留意事項）

第１０条　訪問看護ステーションは、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後３カ月以内

（２）継続研修　年１回

２　事業所は、すべての従業者に対し、感染防止等を定期的に実施するとともに、事業所の設備及び器具等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に定めるものとする。

５　事業所は、通所リハビリテーションの提供を開始する前から、機器において行われる医学的な検査又は療養的な指導を背景とした疾患であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

６　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

７　サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善体制、記録の整備等必要な措置を講じる。

８　事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から５年間とする。

９　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 Best. Lab. と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則　この規程は、令和６年８月１日から実施する。